

### 令和4年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月9日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

#### 重点調査項目3 障がい特性を踏まえた多様な仕事のあり方や就労支援について 多様な仕事のあり方や就労支援について

意見概要		提言の方向性	
①	就労支援については、企業側が雇用に踏みきれない要因を分析し、必要な方策を講じるべき。（荒川委員）	1	<b>【課題の抽出及びデータの活用】</b> 就労支援に向けては、障がい者雇用の現状をはじめ、事業者が障がい者を雇用する際の課題等を調査・分析することが求められる。客観的なデータの収集及び活用を踏まえ、具体的な目標を設定した上で、事業者に対し積極的な障がい者雇用への働きかけを進めるべきである。
②	就労支援については、企業側が障がい者を雇用する際の課題や懸念点を分析、可視化することで、必要な取組を進めるべき。（石川委員）		
③	就労支援については、区内事業者への働きかけが重要である。障がい者雇用の現状を調査し、具体的な目標を数値化した上で、区内事業者への取組を進めるべき。（間中委員）		
④	多様な仕事の在り方や就労支援については、データの収集及び活用が重要である。客観的な数値による分析を進めることで、企業が求める人材と障がい者とのマッチングに向けた方策を検討すべき。（渡辺委員）		
⑤	就労支援については、区内事業者による雇用が重要であるため、産業経済部と連携し、取組を進めるべき。（荒川委員）	2	<b>【関係機関との連携強化】</b> 就労支援については、区内事業者による雇用が重要であるため、ハート・ワークの体制強化に加え、庁内の関係部署が綿密に連携を図る必要がある。また、先進自治体の事例を参考に、都との連携による分散型就労支援事業の実施も含め、インクルーシブな就労環境を検討すべきである。
⑥	就労支援については、ハート・ワークの体制強化に加え、産業経済部との連携を綿密にし、障がい者がマッチングしやすい仕事を研究すべき。（石川委員）		
⑦	多様な仕事の在り方については、先進自治体の事例を参考に、都との連携による分散型の就労支援事業を実施するなど、インクルーシブな就労環境の実現を目指すべき。（井上委員）		
⑧	多様な仕事の在り方や就労支援については、障がい者の就労状況等を踏まえ、障がい特性に適した業務を事業者へ周知すべき。（いしだ委員）	3	<b>【事業者に対する情報発信】</b> 就労支援を促進するためには、区内事業者に対し、障がい特性に適した業務内容及び配慮すべき取組等を積極的に情報発信することが重要である。さらに、障がい者雇用に対する補助金や助成金の周知を行い、活用に向けた支援を行うべきである。
⑨	就労支援については、法定雇用率の定めのない区内小規模事業者に対して、好事例の共有など、積極的な情報発信を行うことが重要である。（さかまき委員）		
⑩	就労支援については、区内事業者が活用可能な補助金や助成金の一覧を作成し、周知及び活用に向けた支援を行うべき。（井上委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑪	障がい者雇用の在り方については、就労機会の確保をこれまでと同様に続けるとともに、その後の安定した雇用を創出するため、好事例の集約、研究を進めていくことが必要である。(中村委員)	4	<p><b>【就労継続に向けた支援】</b></p> <p>障がい者が安心して長く働き続けるためには、就職後のサポート体制を構築するとともに、就労意欲の増進に資する取組が重要である。また、精神障がい者に対しては、正規雇用に向けた具体的な施策とともに、中途障がい者に対する雇用の受皿の充実を図るべきである。</p>
⑫	就労支援については、就職後の仕事や人間関係に関する相談が可能となるような体制を構築すべき。(小野田委員)		
⑬	就労支援については、就職をゴールとせず、継続した就労が可能となる環境づくりに加え、工賃の向上など、モチベーションアップに資する取組が必要である。(しば委員)		
⑭	多様な仕事の在り方や就労支援については、精神障がい者が正規雇用による安定的な就労を継続するため、具体的な施策を講ずるべき。(石川委員)		
⑮	多様な仕事の在り方や就労支援については、生まれつき(先天性)障がいがある方に加え、精神疾患を理由とする中途障がい者に対する雇用の受皿も充実させていくべき。(井上委員)		
⑯	多様な仕事の在り方については、最新技術やITの活用に加え、日常生活用具の適用見直しを図る必要がある。(間中委員)	5	<p><b>【多様性のある働き方の検討】</b></p> <p>障がい者の働き方については、最新技術やICTの活用に加え、日常生活用具の適切な見直しにより、時間や場所にとらわれない新たな働き方の実現に向けた検討を行うべきである。</p>
⑰	多様な仕事の在り方については、障がい者自身がどのような働き方を求めているのかを尊重する必要がある。国が策定した「女性デジタル人材育成プラン」を参考に、産業振興公社や民間企業と連携し、時間や場所にとらわれない働き方を検討すべき。(小野田委員)		